

宇治市のりあい交通事業補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市のりあい交通事業に関する要領に基づき、のりあい交通事業を実施する運営委員会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、宇治市のりあい交通事業に関する要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業の区分及び内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象者、補助対象要件、補助対象経費、補助金の額及び申請書等の様式は、別表第1から第3に定めるところによる。

(交付申請等)

第4条 運行支援補助を受けようとする者は、別表第1の補助金等交付申請書等の書類を、市長に提出しなければならない。

2 試験運行支援補助を受けようとする者は、別表第2の補助金等交付申請書等の書類を、市長に提出しなければならない。

3 運営委員会活動支援補助を受けようとする者は、別表第3の補助金等交付申請書等の書類を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等交付申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(収支状況の報告)

第6条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、毎月の収支状況を市長に報告しなければならない。また、市長が特に必要と認めた場合にあっては、その都度、報告しなければならない。

(事業の変更及び承認)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者が事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合は、事業計画変更承認書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第8条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後1箇月以内に、事業終了報告書(第7号様式)に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 補助金等精算額計算書(第8号様式、第9号様式)(別表第1及び第2の交付決定を受けた者のみ)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(請求、交付等)

第9条 この要項に定めるもののほか、補助金の請求、交付等については、宇治市補助金等交付規則(昭和48年宇治市規則第19号)に定めるところによる。

附 則

この要項は、平成26年 3月 6日から施行する。

別表第 1

補助対象事業	運行支援補助
補助対象者	運営委員会 (自治会、町内会又はこれに類する主として地域住民で組織される団体で、規約等に役員や会計等に関することが定められていること)
補助対象要件	(1) 運営委員会、交通事業者及び市で協定を締結していること。 (2) 当該年度の経常収益が運行経費を下回っていること。 (3) 運賃を徴収するものであること。 (4) 運行計画が既存路線バス等と相互の補完を図り、競合することがないように配慮されたものであること。
補助対象経費	当該年度の運行経費
補助金の額	次の(1)及び(2)により算出した額のうち、いずれか大きい額を上限とする。 (1) 「経常収益から運行経費を引いた差額」に経常収益を運行経費で除して得た「収支率」を乗じて得た額 (2) 「経常収益から運行経費を引いた差額」の2分の1の額
申請書等の様式	(1) 補助金等交付申請書(第1号様式) (2) 事業実施計画書(第2号様式) (3) 収支予算書(第3号様式) (4) 補助金等交付申請額計算書(第8号様式) (5) のりあい交通事業の運行に関する協定書の写し(運行計画書含む) (6) その他市長が必要と認める書類

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 経常収益及び運行経費については、第8号様式に定める項目によるものとする。
- 3 この要項を改正し、運行支援補助を開始する年度については、当該年度の4月まで遡及して補助対象とする。

別表第 2

補助対象事業	試験運行支援補助
補助対象者	運営委員会 (自治会、町内会又はこれに類する主として地域住民で組織される団体で、規約等に役員や会計等に関することが定められていること)
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 試験運行の実施に伴い、運営委員会、交通事業者及び市で協定を締結していること。 (2) 当該年度の経常収益が運行経費を下回っていること。 (3) 運賃を徴収するものであること。 (4) 対象期間は1地区あたり、1回目の試験運行の開始日から起算して1年までとする。 (5) 2回目以降の試験運行について、原則、以前の試験運行と同一の運行計画でないこと。 (6) 別表第1の運行支援補助の対象とされているものについては対象外とする。 (7) 運行計画が既存バス路線等と相互の補完を図り、競合することがないよう配慮されたものであること。
補助対象経費	当該年度の試験運行の運行経費
補助金の額	「経常収益から運行経費を引いた差額」に0.9を乗じて得た額を上限とする。
申請書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書(第1号様式) (2) 事業実施計画書(第2号様式) (3) 収支予算書(第3号様式) (4) 補助金等交付申請額計算書(第9号様式) (5) のりあい交通事業の試験運行に関する協定書の写し(運行計画書含む) (6) その他市長が必要と認める書類

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 経常収益及び運行経費については、第9号様式に定める項目によるものとする。

別表第3

補助対象事業	運営委員会活動支援補助
補助対象者	運営委員会 (自治会、町内会又はこれに類する主として地域住民で組織される団体で、規約等に役員や会計等に関することが定められていること)
補助対象要件	(1) 試験運行の実施に伴い、運営委員会、交通事業者及び市で協定を締結していること。 (2) 補助金の交付は1協定あたり1回とする。ただし、試験運行が次年度にまたがる場合は2回とする。
補助対象経費	利用促進の啓発や活動報告等に関するチラシ等の印刷費
補助金の額	100,000円を上限(試験運行が翌年度にまたがる場合は当該年度と次年度の合計で100,000円を上限。)とし、当該年度のチラシ等の印刷費の1/2以内の額。
申請書等の様式	(1) 補助金等交付申請書(第1号様式) (2) 事業実施計画書(第2号様式) (3) 収支予算書(第3号様式) (4) 算定の根拠となる見積もり書等の写し (5) のりあい交通事業の試験運行に関する協定書の写し (6) その他市長が必要と認める書類

1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。